

## 令和2年度予算 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途

令和元年10月1日から消費税率が5%から10%（軽減税率8%）に引き上げられたことに伴い、地方消費税率も消費税の1%分から2.2%分（軽減税率時1.76%）に引き上げられました。この地方消費税の増収分（社会保障財源化分）は、すべて社会保障施策（社会保障4経費…年金、医療、介護、子育て）に充てられることとされています。

令和2年度当初予算への社会保障財源化分の充当状況は次のとおりです。

■歳入 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 73,216 千円

■歳出 （単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳			
		特定財源	一般財源	うち社会保障財源化分の地方消費税交付金	
社会福祉	子ども福祉医療費給付事業 406	42,255	4,558	37,697	11,008
	障がい者福祉医療費給付事業 407	24,513	10,169	14,344	4,188
社会保険	国民健康保険事業（繰出金） 409	40,010	29,726	10,284	3,003
	介護保険事業（繰出金） 447	133,335	2,894	130,441	38,089
子育て支援	子育て支援センター運営事業 515	7,406	711	6,695	1,955
	小学校給食運営事業 1353	26,976	0	26,976	7,877
	中学校給食運営事業 1403	24,300	0	24,300	7,096
	合計	298,795	48,058	250,737	73,216